

平成十八年六月二十二日受領
答弁第三四八号

内閣衆質一六四第三四八号

平成十八年六月二十二日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務審議官、外務省欧州局長、外務省アジア大洋州局中国課長等外務省幹部が報道関係者より受けた贈与に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務審議官、外務省欧州局長、外務省アジア大洋州局中国課長等外務省幹部が報道関係者より受けた贈与に関する再質問に対する答弁書

一について

外務省において御指摘の事例があつたことが確認されている。

二について

外務省において確認できる範囲では、御指摘の職員がそれぞれ現職に発令された日から平成十八年三月三十一日までの間に受けた、国家公務員倫理法（平成十一年法律第二百二十九号）第六条第一項の規定に基づく五千円を超える贈与等又は報酬の支払に係る報告は、塩尻孝二郎大臣官房長が二十四件、原田親仁欧州局長が一件及び泉裕泰アジア大洋州局中国課長が八件である。

三について

外務省としては、一般論として、その時々状況や個々の職員によって御指摘の報道関係者との会食の価額、回数等が異なり得るものであると考えている。

四について

外務省として、職員個人が行う確定申告の内容について見解を述べる立場にない。